

議案第 7 6 号

大口町部設置条例の一部改正について

大口町部設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 6 年 1 1 月 2 6 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、施策遂行における課題に対応するため組織機構改革を実施することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町部設置条例の一部を改正する条例

大口町部設置条例（平成２０年大口町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１条第４号を削り、同条第３号中「建設部」を「産業建設部」に改め、同号を同条第４号とし、同条中第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、同条に第１号として次の１号を加える。

(1) 総務部

第２条第４号を削る。

第２条第３号中「建設部」を「産業建設部」に改め、イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、同号に次のように加える。

オ 環境衛生及び公害に関すること。

カ 商工業に関すること。

キ 農業に関すること。

第２条中第３号を第４号とし、第２号を第３号とする。

第２条第１号中イからカを削り、アの次に次のように加える。

イ 地域活動の支援に関すること。

ウ 国際交流に関すること。

エ 交通安全、防犯及び防災に関すること。

オ 町民の安全安心に関すること。

第２条中第１号を第２号とし、同条に第１号として次のように加える。

(1) 総務部

ア 文書及び法規に関すること。

イ 財産管理に関すること。

ウ 契約及び検査に関すること。

エ 税（国民健康保険税を除く。）の賦課に関すること。

オ 税の徴収に関すること。

カ 総合的な企画及び政策の調整に関すること。

キ 秘書及び人事に関すること。

ク 予算その他財務に関すること。

ケ 広報及び広聴に関すること。

コ 他の部の所管に属さないこと。

附 則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

大口町部設置条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(部の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1) <u>総務部</u> (2) <u>地域協働部</u> (3) <u>健康福祉部</u> (4) <u>産業建設部</u> (事務分掌) 第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) <u>総務部</u> ア <u>文書及び法規に関すること。</u> イ <u>財産管理に関すること。</u> ウ <u>契約及び検査に関すること。</u> エ <u>税（国民健康保険税を除く。）の賦課に関すること。</u> オ <u>税の徴収に関すること。</u> カ <u>総合的な企画及び政策の調整に関すること。</u> キ <u>秘書及び人事に関すること。</u> ク <u>予算その他財務に関すること。</u> ケ <u>広報及び広聴に関すること。</u> コ <u>他の部の所管に属さないこと。</u> (2) <u>地域協働部</u> ア <u>地域自治に関すること。</u> イ <u>地域活動の支援に関すること。</u> ウ <u>国際交流に関すること。</u> エ <u>交通安全、防犯及び防災に関すること。</u> オ <u>町民の安全安心に関すること。</u>	(部の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1) <u>地域協働部</u> (2) <u>健康福祉部</u> (3) <u>建設部</u> (4) <u>総務部</u> (事務分掌) 第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) <u>地域協働部</u> ア <u>地域自治に関すること。</u>

新	旧
(3) 健康福祉部 ア 戸籍、住民基本台帳その他住民記録に関すること。 イ 国民健康保険に関すること。 ウ 社会福祉に関すること。 エ 子育て支援及び保育に関すること。 オ 高齢者福祉及び介護保険に関すること。 カ 保健指導及び保健予防に関すること。 (4) 産業建設部 ア 道路、河川その他土木に関すること。 イ 都市計画、住宅及び建築に関すること。 ウ 区画整理に関すること。 エ 下水道に関すること。 オ 環境衛生及び公害に関すること。 カ 商工業に関すること。 キ 農業に関すること。	イ 交通安全、防犯及び防災に関すること。 ウ 環境衛生及び公害に関すること。 エ 地域活動及び商工業の支援に関すること。 オ 広報及び広聴に関すること。 カ 国際交流に関すること。 (2) 健康福祉部 ア 戸籍、住民基本台帳その他住民記録に関すること。 イ 国民健康保険に関すること。 ウ 社会福祉に関すること。 エ 子育て支援及び保育に関すること。 オ 高齢者福祉及び介護保険に関すること。 カ 保健指導及び保健予防に関すること。 (3) 建設部 ア 道路、河川その他土木に関すること。 イ 農業に関すること。 ウ 都市計画、住宅及び建築に関すること。 エ 区画整理に関すること。 オ 下水道に関すること。 (4) 総務部 ア 文書、法規及び庁舎管理に関すること。 イ 契約及び検査に関すること。 ウ 税の賦課及び徴収に関すること。 エ 秘書及び人事に関すること。 オ 予算その他財務に関すること。 カ 総合的な企画及び政策の調整に関すること。

新	旧
	<u>こと。</u> <u>キ 他の部の所管に属さないこと。</u>

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

現在の組織機構は、平成21年4月に見直しをし、5年が経過しています。

この間、重要かつ緊急的な行政課題に対応するため、産業推進室や情報化推進室を設けるなどの見直しはしましたが、部を再編する等の大幅な見直しはしていない状況です。

そこで、現行の組織機構において、実際の運用の中で浮かび上がった様々な課題に対応するため、今般、組織機構の見直しをするものです。

2 改正の概要

改正後の内容は次の表のとおりです。

部	課	主な分掌事務の変更点
総務部	行政課	
	税務課	
	政策推進課	広報・広聴
地域協働部	町民安全課	コミュニティバス
	地域振興課	地域自治推進（自治組織、行政区、コミュニティ）
健康福祉部	戸籍保険課	
	福祉こども課	
	児童館	
	保育所	
	健康生きがい課	
産業建設部	建設課	尾北自然歩道管理
	都市整備課	産業立地（土地利用）
	環境経済課	農業委員会、農業振興、商工業振興、観光、 ごみ減量・資源化、環境保全対策、廃棄物処理
	資源リサイクルセンター	
生涯教育部	学校教育課	
	学校給食センター	
	生涯学習課	青少年健全育成
	図書館	
	歴史民俗資料館	
情報化推進室		

3 施行年月日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。